

目 次

第7回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）	1
第7回大宜味村議会臨時会会議録（10月18日）	3

第7回大宜味村議会臨時会会議録
(会期日程表)

開会 昭和60年10月18日

会期 1日間

閉会 昭和60年10月18日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
10月18日	金	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第72号～議案第80号 提案説明、質疑、討論、採決 閉 会

第7回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和60年10月18日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (昭和60年10月18日 午前10時00分)

閉 会 (昭和60年10月18日 午後6時44分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 平 良 森 雄 君	9番議員 平 良 実 君
2番議員 金 城 隆 好 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
3番議員 宮 城 功 光 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞 四 郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
8番議員 平 良 蔵 健 君	

3. 欠席議員 (1名)

4番議員 知 念 亀 次 郎 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	厚生課長	崎山勝正君
助役	中村順三君	経済建設課長	平良晋君
総務課長	稲福吉昭君	教育委員会 総務課長	金城利明君
企画財政課長	古我知清君	農業委員会 事務局長	照屋林克君
住民課長	稲福幸三君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 高江洲 修君 係長 前田 孝君

6. 議事日程（第1号）

日程第1号 会議録署名議員の指名

日程第2号 会期の決定

日程第3号 議案第72号 指定金融機関の設置について

日程第4号 議案第73号 大宜味村村有地の処分について

日程第5号 議案第74号 昭和60年度大宜味村一般会計補正予算

日程第6号 議案第77号 塩屋漁港第1護岸工事請負契約の変更について

日程第7号 議案第78号 塩屋漁港第1防波堤工事請負契約について

日程第8号 議案第79号 平南線道路改良舗装工事請負契約について

日程第9号 議案第80号 喜如嘉小学校校舎改築工事請負契約について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。

よって、昭和60年大宜味村議会第7回臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により議長において、10番崎山喜弘君、11番山川正行君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時56分）

再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

只今、村長から10月2日に議決いたしました議案第72号 指定金融機関の設置について地方自治法第176条第4項の規定により再議に付する旨の文書が提出されました。

よって、指定金融機関の設置について再議の件を議題といたします。

この際、村長から再議に付する理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 昭和60年第6回定例会におきまして議決いただきました議案第72号 指定金融機関の設置について、地方自治法第117条の規定に違反をしているということを認めましたので再議に付しているわけでございます。

○ 議長（玉城一昌君） 5番退場。（午前10時57分）

これより本件の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより本件を挙手により採決いたします。

本件を先の議決のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本件は先の議決のとおり決せられました。

5番入場。13番、11番、8番、9番退場。(午前10時59分)

只今、村長から10月8日に議決いたしました議案第73号大宜味村村有地の処分について地方自治法第176条第4項の規定により再議に付する旨の文書が提出されました。

よって、大宜味村村有地の処分について再議の件を議題といたします。

この際、村長から再議に付する理由の説明を求めます。

○ **村長(新城繁正君)** 10月8日に議案第73号 大宜味村村有地の処分について議決いただきましたが、本議案は会議規則第37条の規定に違反していると認めましたので再議に付した次第です。

○ **議長(玉城一昌君)** これより本件の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより本件を挙手により採決いたします。

本件を先の議決のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本件は先の議決のとおり決せられました。

只今、村長から10月8日に議決いたしました議案第74号 昭和60年度大宜味村一般会計補正予算について地方自治法第176条第4項の規定により再議に付する旨の文書が提出されま

した。

よって、昭和60年度大宜味村一般会計補正予算について再議の件を議題といたします。

この際、村長から再議に付する理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 10月8日に議決いただきました議案第74号 昭和60年度大宜味村一般会計補正予算について会議規則第37条に違反していると認めましたので再議に付した次第であります。

○ 議長（玉城一昌君） これより本件の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより本件を挙手により採決いたします。

本件を先の議決のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本件は先の議決のとおり決せられました。

13番、11番、8番、9番入場（午前11時05分）

日程第6 議案第77号から日程第9 議案第80号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第77号、工事の設計変更により12,189千円の増額変更契約をしたいということです。

議案第78号、本件については議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要しますので提案いたしている次第でございます。

議案第79号、提案理由といたしましては前78号議案と同様でございます。

議案第80号、本件についても提案理由といたしましては前2議案同様でございます。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時07分）

再 開（午後4時53分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

本日の日程全部議了するまで会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程全部議了するまで会議時間を延長することに決しました。

休憩いたします。

休 憩 (午後4時54分)

再 開 (午後6時31分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第77号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第78号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第79号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第80号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております議案第77号、議案第78号、議案第79号及び議案第80号については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号、議案第78号、議案第79号及び議案第80号については、委員会の付託を省略することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後6時35分）

再 開（午後6時39分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第77号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論ないと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第77号 塩屋漁港第1護岸工事請負契約の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第78号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論ないと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号 塩屋漁港第1防波堤工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第79号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論ないと認め、これをもって討論を終結いたします。

よれより議案第79号 平南線道路改良舗装工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第80号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号 喜如嘉小学校校舎改築工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後6時42分)

再 開 (午後6時43分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

よって、これにて昭和60年第7回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後6時44分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員(10番) 崎 山 喜 弘

署名議員(11番) 山 川 正 行